

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の5第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年8月14日
【会社名】	第一商品株式会社
【英訳名】	DAIICHI COMMODITIES CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山中 教史
【最高財務責任者の役職氏名】	該当者なし
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区神泉町9番1号
【縦覧に供する場所】	第一商品株式会社 大阪支店 (大阪府大阪市中央区久太郎町3丁目5番13号) 第一商品株式会社 千葉支店 (千葉県千葉市中央区新町17番地13) 第一商品株式会社 名古屋支店 (愛知県名古屋市東区葵2丁目3番15号) 第一商品株式会社 埼玉支店 (埼玉県さいたま市大宮区宮町1丁目114番1号) 第一商品株式会社 横浜支店 (神奈川県横浜市西区楠町14番地5) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成27年6月30日に提出いたしました当社第43期（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）の内部統制報告書の記載事項に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項の規定に基づき、内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

3【評価結果に関する事項】

（訂正前）

上記の評価の結果、当社代表取締役社長山中教史は、平成27年3月31日現在における当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

（訂正後）

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重大な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、平成27年3月31日現在における当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

平成27年4月22日、訴訟（当社被告）による東京高等裁判所判決に伴い賠償金額（57,086,896円）が発生いたしました。

その後の当社調査により、上記事項については、本来後発事象として速やかに訴訟損失引当金に繰り入れ処理を行うべきところ、会計処理を失念していたことが発覚したとともに、平成27年3月期決算の訂正が必要であると認識いたしました。

そのため、当社は本件への対応として、平成27年3月期決算を訂正するとともに、平成27年3月期（第43期）有価証券報告書の訂正報告書を提出いたしました。

なお、本内部統制報告書の訂正報告書提出時点（平成27年8月14日）において、重要な不備の改善に着手しておりません。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、再発防止に向け、以下の改善策を検討・実施してまいります。

(1) 従来、最高裁判決に関する事項の報告のみ、調査本部長より取締役会に報告されていたが、今後は各高等裁判所における判決及びすべての和解についても併せて報告し、取締役会において情報を共有する。

(2) 調査本部において、係争経緯表作成基準の新規構築を行い、作成した係争経緯表により、関連部署である経理本部・総務本部と情報共有の強化をはかるとともに、会計処理の漏れ防止や適切な開示書類作成をはかる。

(3) 調査本部・経理本部及び総務本部において、訴訟損失引当金等に係るマニュアル及び業務記述書の見直しを実施し、再発防止に努める。

(4) 内部監査室は、上記(1)から(3)におけるプロセスが内部統制上、適切に整備され、かつ、有効に運用されているかを独立的に検証する。